

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月9日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第9号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和5年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 47,345円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 70歳男性
- 3 事故の概要

令和5年3月2日午後0時50分頃、亀岡駅北口駐車場において、市職員が停車した市車両から降車する際に開けたドアが突風を受け、隣接して駐車されていた相手方車両のサイドミラーに接触し、相手方車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 47,345円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 70歳男性
- 3 事故の概要

令和5年3月2日午後0時50分頃、亀岡駅北口駐車場において、市職員が停車した市車両から降車する際に開けたドアが突風を受け、隣接して駐車されていた相手方車両のサイドミラーに接触し、相手方車両が損傷した。